

○金 融 庁
財 務 省
農 林 水 産 省
告 示 第 一 号

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第一百二十二条の二第二項の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険機構が資産の買取りの決定を行うための基準を次のように定め、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十五号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

令和四年三月二十八日

金融庁長官 中島 淳一

財務大臣 鈴木 俊一

農林水産大臣 金子原二郎

農水産業協同組合貯金保険機構は、農水産業協同組合貯金保険法第一百十条の三第二項に規定する特別監視指定に係る農林中央金庫から同法第一百二十二条の二第一項の資産の買取りに係る申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資産がその買取りが行われることが農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理を円滑

に実施するために必要があると認められる資産に該当するときは、同条第三項の決定を行うことができるものとする。